



平成九年第二回定例会 (三月六日～三月二十一日) 概要

平成九年当初予算など可決

平成九年第二回小浜市議会定例会が三月六日に招集され、会期を三月二十一日までの十六日間と決定し、直ちに審議に入りました。

今定例会には、「議会の委任による専決処分」の報告について「の報告案件」二件、「平成八年度小浜市一般会計補正予算(第六号)」「平成九年度小浜市一般会計予算」などの議案四十八件が上程されました。

初日の六日は、専決処分に伴う報告二件、「平成八年度小浜市一般会計補正予算(第六号)」など議案十二件が上程され、質疑、採決を行い、原案どおり可決しました。

続いて常任委員の所属変更を行い、新しい常任委員を決定しました。(新所属は別記のとおり)

翌七日には、「平成九年度小浜市一般会計予算」など議案三十六件が上程されました。平成九年度の一般会計、特別会計、企業会計のそれぞれの予算規模は次のとおりです。

「一般会計」

一四四億五〇八六千円

「特別会計」

九三億二〇三六一千円

「企業会計」

十一億六六一二万円

提案理由の説明に先がけて市長から、「三期目の当初予算を編成する最初の年であり、「誠実・堅実・着実」を基本姿勢にし、初心にかえり施策実現に向け、全力を挙げて取り組む」との表明がなされ、その後、上程されました。質疑、採決等を行い、各所管の常任委員会に付託しました。

翌八日から十二日までを休

会とし、十三、十四日の両日、本会議を再開。

八人の議員が市政各般にわたり、一般質問を行いました。(一般質問ハイライトは別記のとおり)

別記のとおり

続いて、請願一件、陳情三件を委員会付託し、引き続き議会運営委員会委員の辞任が提出され、許可の後、新たに五議員を議会運営委員会委員に選任しました。(委員は別記のとおり)

十五日から二十日までを休会とし、その間、各常任委員会を開催して、付託議案の審査を行いました。

二十一日に本会議を再開し、陳情六件を閉会中の継続審査と決定しました。

続いて、各常任委員長から付託議案についての審査経過、結果が報告されました。

この後、各委員長に対する質疑並びに討論、採決を行い、各常任委員会に付託された議案について、原案どおり可決しました。

続いて、請願一件、陳情二件を採択、陳情二件を不採択とし、意見書一件を可決しました。

引き続き議案一件が上程され、質疑、採決の結果、原案どおり可決しました。

最後に人事案件二件が提出され、全会一致で同意しました。

これをもって、今定例会に付議されました事件を全て議了し、閉会しました。

3月定例会日程

6日	本会議 会期決定、報告、補正予算上程、 質疑、採決、常任委員所属変更
7日	本会議 議案(予算・条例)上程、質疑、 委員会付託
8日 ～ 12日	休会
13日	本会議 一般質問
14日	本会議 一般質問、請願、 陳情委員会付託、議会運営委 員会委員の辞任、指名
15日 ～ 20日	休会 (委員会審査)
21日	本会議 閉会中の継続審査、 常任委員長報告、 質疑、討論、採決、 意見書、質疑、採決、 副議長選挙、 議案(補正予算)上程、質疑、採決 議案(人事案件)上程、採決 諮問(人事案件)上程、採決

議会運営委員会	委員長	彦男 保宏 郎 晃 剛
	副委員長	和明 泰一
	委員	橋野 健一
	委員	石岡 野 本 尾
	委員	石岡 中 福 松

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意	西尾 寛 氏 (小浜神田)
	人権擁護委員の推薦に同意	政道 善三郎 氏 (湊)



第四十一代副議長

深谷 嘉勝

このたび三月定例会におきまして副議長に就任させていただきました。

微力ではございますが、市政と議会の発展のため誠心誠意力を尽くす所存でございます。

現在本市では、高速広域交通体系の整備が最も大きな課題です。新幹線をはじめ琵琶湖・若狭湾リゾートライン鉄道建設、近畿自動車道敦賀線などの早期実現、また、福祉政策の充実、生活環境整備などこれら山積する重要課題の推進に向けて議員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、市民の皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。

議案及び結果		件名	提出者	審議結果
【報告】	報告第2号	議会の委任による専決処分等の報告について	市長	受理
【報告】	報告第3号	議会の委任による専決処分等の報告について	市長	受理
【議案】	議案第2号	平成8年度小浜市一般会計補正予算(第6号)	市長	原案可決
	議案第3号	平成8年度小浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	市長	原案可決
	議案第4号	平成8年度小浜市加斗財産区運営事業特別会計補正予算(第1号)	市長	原案可決
	議案第5号	平成8年度小浜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	市長	原案可決
	議案第6号	平成8年度小浜市駐車場事業特別会計補正予算(第3号)	市長	原案可決
	議案第7号	平成8年度小浜市老人医療特別会計補正予算(第1号)	市長	原案可決
	議案第8号	平成8年度小浜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	市長	原案可決
	議案第9号	平成8年度小浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	市長	原案可決
	議案第10号	平成8年度小浜市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第3号)	市長	原案可決
	議案第11号	平成8年度小浜市西津東部地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	市長	原案可決
	議案第12号	平成8年度小浜市国民宿舎及び小浜ユース・ホステル事業会計補正予算(第2号)	市長	原案可決
	議案第13号	平成8年度小浜市水道事業会計補正予算(第2号)	市長	原案可決
	議案第14号	平成9年度小浜市一般会計予算	市長	原案可決
	議案第15号	平成9年度小浜市国民健康保険事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第16号	平成9年度小浜市加斗財産区運営事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第17号	平成9年度小浜市簡易水道事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第18号	平成9年度小浜市駐車場事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第19号	平成9年度小浜市老人医療特別会計予算	市長	原案可決
	議案第20号	平成9年度小浜市下水道事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第21号	平成9年度小浜市農業集落排水事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第22号	平成9年度小浜市漁業集落環境整備事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第23号	平成9年度小浜市西津東部地区土地区画整理事業特別会計予算	市長	原案可決
	議案第24号	平成9年度小浜市国民宿舎及び小浜ユース・ホステル事業会計予算	市長	原案可決
	議案第25号	平成9年度小浜市水道事業会計予算	市長	原案可決
	議案第26号	小浜市総合開発審議会設置条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第27号	小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第28号	小浜市の公の施設の使用条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第29号	小浜市市税条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第30号	小浜市立幼稚園設置及び管理条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第31号	小浜市並み保存資料館の設置及び管理条例の制定について	市長	原案可決
	議案第32号	小浜市文化会館使用料徴収条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第33号	小浜市管体育施設の設置及び管理条例の一部改正について	市長	原案可決
	議案第34号	小浜市衛生管理施設及び管理条例の一部改正について	市長	原案可決

一般質問 ハイライト

3月定例会の一般質問は、3月13日・14日に行われ、石野議員、川畑議員、深谷議員、岡(泰)議員、野村議員、岡尾議員、山本議員、杓子議員の8名が市政各般にわたり質問を行いました。
(質問と答弁の要旨は次のとおり)

行政改革の推進

Q 昨年度見直された行政改革大綱を推進するなかで、①効率的な行政システムの確立をどう進めるのか。②行政運営の質的なレベルアップをどう図るのか。③適正な人員管理をどう行なうのか。

A ①最小の経費で最大の効果をj得るためには、限られた人員と予算の中で実施すべき政策の選択を図るとともに、組織・機構の見直し、行政運営の公正さ・透明性の確保など時代の要請に応じた事務手続きの簡素化、効率化を進めてまいります。②新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲ある人材を育成し、責任体制の明確化、意志決定の迅速化などにより、総合的な組織力の向上を目指した質の高い行政運営を図ることがレベルアップにつながるものであります。③定員管理の適正化につきましては、住民の福祉の増進を図るため、地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に行なうものであります。

来年度予算

Q 重油の被害で大きな減収となつていゝうえ、消費税増税、医療制度の改悪、特別減税の廃止で市民に多額の負担増となる。このような状況のなか、市の公共料金の値上げを見直すべきではないか。また歳出の削減を図るといふ観点から、借金(起債)を減らす、県営事業負担金(河内川ダム建設にかかる負担金)を減らすことの二点を提案するがどうか。

A 使用料等改正の主な理由といたしましては、①四月から消費税が三%から五%に改正され、これにより施設の維持管理費が増加する。②行政改革大綱で使用料等については、受益者負担の原則にたち三年サイクルで見直しを図ることとしている。③国の手数料令も全面的に見直しされている。④長期にわたり改正が行われていないものがある等、今回見直しをお願いしているところがございます。施設の維持管理には多くの費用がかつており、当然改正された消費税率により管理経費を支払わなければなりません。もし、見直しを行わなければ、その上乗せされた経費を市民

の方々の税金など一般財源でもって負担していただくこととなります。負担の公平性から、特定の利用者に便益を供することにより受益を受けた方々に必要な経費の負担を願うのが、利用しない方の税金などでまかなうより公平性が保たれると考えております。

借金を減らすべきではないかというご質問ですが、たとえば現在計画中の老人保健施設にいたしましても起債に頼らなければならぬ状況であり、後進の方々からも応分の負担をお願いしなければならぬと考えております。ダム建設の負担につきましては、田鳥少年自然の家につきましては上中から水をいただいているのが現状ですし、田鳥の集落排水についても上中からご支援いただくことになると思います。水の問題につきましては、将来を見通す中で水対策を講じていかなければならないということをご理解願います。

駐車場問題

Q 高齢化が進むなか、老人保健施設が公立小浜病院に併設される運びとなったが、これにより九十台分の駐車スペースがなくなること

なる。今日、施設と駐車場は一体のものであり、利用者の立場にたった駐車場の確保が迫られている。将来的な駐車場対策についての考え方をお尋ねする。

A 昨年の十二月に老人保健施設の建設について、三市町村の合意をみたわけですが、駐車場問題につきましても、公立小浜病院内の検討委員会はもとより、病院と構成市町村間、また市の庁内検討委員会と幾度となく議論、検討を重ねてきたところでありまして、いままでいくつかの案が出されてきました。最終的には病院周辺にある市営駐車場を一般利用者と併用利用していただき、料金体系については小浜病院構内の駐車料金と統一させていただきます。特に小浜病院に最も近い大手第一駐車場につきましては、通院される方が利用する時間帯に、駐車スペースが確保できるように、一般利用者に対するし通院者優先についての協力依頼をしていきたいと考えております。通院の患者さんや市営駐車場ご利用の皆様には多少のご不便をおかけするかもしれませんが、諸事情をご理解いただきご協力をお願いいたします。